（郵便物認可）　（本號四頁）　明治二十二年九月十二日

時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第二千四百十號
明治廿二年九月十二日　木曜日
舊暦巳丑八月十八日（辛卯）
日出午前五時二十二分　日入午後五時五十三分
月出午後七時四十三分　月入午前七時十二分
滿潮午後七時十九分
（西暦一千八百八十九年）

時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送致スルモノニ限リ右定價ノ外二箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日ハ限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方ハ郵送する分は此外ハ貼用する郵便印紙の代價を申受く可し
來る十月一日より新聞紙の郵送税半減して一號に付五厘とありたるに付同日以後時事新報社は新報の郵送料として一箇月前金十五錢を申受る事に改定せり由て爾後郵便配達に附ず可き地方にても一箇月前金六十五錢よりて新報の購讀相叶候又十月一日以後の前金既に拂込相成居候分は前記の割合を以て換算し前金の期日を繰越可申候

時事新報

實業の利害最も大切なり

今回の條約改正に就き或は中止と云ひ或は斷行と云ひ諸種の議論少からず之を雖も多くは士族流の國權論又は憲法論にして却て事に最も密接の利害を感ずる農商工の社會は寥々として無言なるが如し我輩は志士論客の所說を以て强ち無用なりとするにはあらざれども更に進んで實業家の實況を聞かんと欲する者あり之の次第は昨日の紙上に其大概を述べたり抑も政治社會に興論の力の屈强なるは古今東西の別なき處なれども殊に日本の近來ハは其勢力あか〳〵强く輿論の名を以て逆行すれば大抵の手前は無事に罷り通らるゝの姿と爲りて既に明年は國會開設とまで迫まり輿論萬歲とも云ふ可き次第あるが扨置みて社會の表面に立て所謂輿論を作るに與りて有力なる其種類の人々を見れば志士論客若しくは政黨員なと云ふ一類にして多くは書籍士族の風流なるが如し而して此一類の人々が一國の輿論と稱する所を聞くに其論論も蔵かゝして道理も尤もなるに加進なけれども唱ふる所は常ハ政治の範圍ハ止まりて實業の利害云々の點に至りては思ひの外に淡泊ハして或は全く之を忘るゝが如き觀もなきにあらず今回の條約改正論の如きは即ち其一例なれども今姑く之を擱き置ハ之を從來の事ハ觀するに都々皆然らざるはなし政治の自由不自由は人權伸縮の關する所にして國の爲めに大切なるハと勿論なりと雖も商賈產業の今の立國ハ最も緊要なる事も亦勿論にして其大切なるは決して彼の議員の唱ふる可き日本の今日に於て實業の利害如何ハ國運の消長に關する大問題ハして苟ハも輕視す可らざるものなるに今の輿論の彼ハ是ハして此ハ實業の利害云々の點に至りては恩ひの外に淡泊ハして或は全く之を忘るゝが如き觀もなきにあらず今回の條約改正論の如きは即ち其一例なれども今姑く之を擱き置ハ之を從來の事ハ觀するに都々皆然らざるはなし政治の自由不自由は人權伸縮の關する所にして國の爲めに大切なるハと勿論なりと雖も商賈產業の今の立國ハ最も緊要なる事も亦勿論にして其大切なるは決して彼の議員の唱ふる可き日本の今日に於て實業の利害如何ハ國運の消長に關する大問題ハして苟ハも輕視す可らざるものなるに今の輿論の彼ハ是ハして此ハ實業の利害云々の點に至りては恩ひの外に淡泊ハして或は全く之を忘るゝが如き觀もなきにあらず例へば集會の自由の如き政治上の問題に常に喧しく是等の事ハ所謂輿論の主張として議一人も異論あり所なれども之に反して事の農工商等の實業ハ關する彼の十州聯田會の處分プールスの始末もしくは蠶絲業組合の規約等の如きものハ至れば其不便不利は申ス迄もなく其業の利害ハ取ては一方ならぬ大關係あるものなれども世論は思ひの外ハ穩にして或は其不都合を云々するものあるも往々一部分の苦情と見做され遂に輿論を喚起するハ至らずして止むなきにあらず同じく立國の要素にして一方は些細の小事にても忽ち一國の輿論となり一方は國の富强繁榮ハ大關係あるものにても兎角世間に輕視せられて注目を免るゝとは甚だ以て不釣合の歎あれども彼の志士論客が實業の消長に就ては差向きの痛痒なき其の上ハ實業の當局者は心事常に卑屈ハして自ら進んで利害を陳し輿論を喚起するの氣力なきが故あらんのみ其狀怡も病の床に臥しながら苦痛を忍んで呻吟さへもせず他人の來て之を診するを待つもの〳〵如し氣の毒なりと云ふ可し斯る事の次第にては今の商賈立國の世の中に處し內の事は兎も角も外ハ對し商權を爭ふなどは迚も望む可ふずして我輩の轉た慨嘆ハ堪へざる所なり左れば今日の經國策は何は兎もあれ先づ取敢へず實業家の奮發を望むこと第一の要にして今回の條約改正に就ても世の志士論客に劣るゝとなく進んで自家の利害を述ぶ可きは申す迄もなく彼の法典編纂の事なども農工商の事ハ最も關係あるものなれば獨り之を法理學者の議論にのみ委せずして實業家自らも能く自家の利害ハ照らして實際の調査ハと緊要なれ殊に國會も愈ハ明二十三年に開くる事なれば議員の撰擧ハ就ても徒に他に留同せずして自家獨立の用意なかる可らず從來我國の實業家が輿論の外ハ擯斥せられ其聲至て低かりしものは社會の實習慣ハ依るとは云ひながら其人々が銘々孤立して協同一致の風ハ乏しきも即ち其無力の一原因なれば今後は當面の實業の爲めにも又世間に對する間接の勢力の爲めにも先づハの風を興成するハと專一なる可し顧ふに條約改正と云ひ法典編纂と云ひ殖產實業の利害に關する所極めて大なるは申す迄もなく殊に明年の帝國議會は國民が始て所思を吐くの場所あれば我輩は實業家が能く協同一致の實を擧して此機會を空うせざらん事を希望するものなり

官報

○內務省告示第二十四號
明治二十一年法律第一號市制第百二十六條ニ據リ鳥取縣管下鳥取ヲ市制施行地ニ指定ス
明治廿二年九月十一日　內務大臣伯爵松方正義

○逓信省告示第百八十號
巴里萬結里斯本改正萬國郵便聯合條約實施細目規則第三十二條第五項左ノ通修正ス
明治廿二年九月十一日　逓信大臣伯爵後藤象二郎

第五
「アルヂエリア」ノ佛蘭西ノ一部ト看做シ「モロッコ」公國及「タンヂエル」港ハ佛蘭西ノ一部ト看做シ「モロッコ」上海（清國）及「ザンヂバル」ニ設置ノ佛國郵便局ハ佛蘭西郵政廳ニ屬スルモノトシ「カンボヂヤ」安南及東京ハ郵便事務上交趾支那佛國殖民地ト同樣タルヘシ

逓信省告示第百八十號參照

逓信省告示第二十四號ニ據リ「モロッコ」公國及「タンヂエル」港ハ佛蘭西ノ一部ト看做シ「カンボヂヤ」安南及東京ハ郵便事務上交趾支那佛國殖民地ト同樣タルヘシ

○鑄造貨幣高及試驗結果　本年八月中造幣局鑄造貨幣高及試驗ノ結果ハ左ノ如シ

明治二十二年八月鑄造貨幣高表

	枚數	圓數
金貨幣 五圓	二六、九八〇	一三四、九〇〇●〇〇
銀貨幣 一圓	七三七、二六九	七三七、二六九●〇〇
白銅貨幣 五錢	三、三四〇、〇〇〇	一六七、〇〇〇●〇〇

明治二十二年八月鑄造貨幣品位試驗表

	試驗ノ爲メ選取ノ枚數	最低ノ品位	平均品位	試驗ノ爲メ合併セシ枚數	合併セシ枚數ノ品位
金貨幣 五圓	一箇每ニ試驗セシ枚數 五四	九〇〇●三	九〇〇●八	九〇〇●〇四	一、一二
銀貨幣 一圓	三七七	九〇一●七	八九九●〇	九〇〇●二二	一五三
白銅貨幣 五錢	—	—	—	—	九〇〇●〇

明治二十二年八月鑄造貨幣量目試驗表

	試驗ノ爲メ選取ノ枚數	最高ノ量目	最低ノ量目	平均量目	一枚ノ定量	千枚ノ量目
金貨幣 五圓	五四	一二八●五一	一二八●〇八	一二八●五八	一二八グレイン	一二八オンス
銀貨幣 一圓	三七七	四一六●五五	四一五●〇三	四一六●九九	四一六グレイン	二六七●九四〇
白銅貨幣 五錢	—	—	—	六六八	七二●九〇	八六六●六九五
右品位量目共公差ノ內ニアリ					一四七●九四〇	一四七●九四〇

雜報

○河原尾川湖水の決潰　兼て本紙に掲載したる彼の十津川筋災害の爲めに出來たる河原尾川の湖水は堤防とも云ふ可き山崩れの土塊は其長さ四丁其厚さ八町餘もありたれば假令堰き湛えたる水は同川の上流三四里に上りたりとも潰決の憂なかるべしとの能定多かりしかば下流の人民も稍や安堵の思を爲し同地方實地巡見有志者も平氣に下流の道を通行し居たりしハ去る七日午前十一時二分潰決して大石巨木を流し十津川筋再度の洪水を現出したりと云ふ兼て被害地巡見の途にありし奈良五條の第三區倶樂部員平井某氏は其時丁度其下流なる長殿村宇出合と稱する所にありて其鼻水に出會したるが勢大山の崩れ來るが如くして猛烈響ふ可らず轟然たる響にて暴水の來るを知りしかば急き横手の高巖に攀ぢ登りたれども水は遂に巖邊を浸すに至り僅か九死に一生を得たりと氏は其儘山を超えて上流の道ハ出で直ちに五條ハ馳せて急を告げしものなるが故に之れが爲めに下流に如何なる災害を與へたるやは未だ詳ならずと雖も氏の實見したる所にては十津川の水流凡そ二十餘間を增したりと云へば若干の災害を生じたるハ相違なかるべしと云ふ委細は後便に讓る云々と五條ハりの通信に見えたり

○靜岡城址拂下げの云々　此度不用の書城址を其最寄の者ハ拂ひ下げとなるに付靜岡書城址も誰が手に入るかと同縣人の少し關係ある者は頗りに屬目する所なるが右城址はなか〳〵の願人ありて一は靜岡市の基本財產として市民ハ拂ひ下げられたしと云ひ一は書城內に四十年來開墾永住したる士族の拂ひ下げを願ひ一は城の堀より湧き出る水を以て下流十五村の田地に灌漑し來りたるに今之れを人手ハ渡し一朝其堀を埋立られては十五箇村人民の耕田に差支へるが故に是等村民に拂ひ下げありたしと云ひ其他製造所の爲め又は德川書士族の爲め等都合六通の願書を其筋ハ差出したりと云ふ因に記す靜岡城址內に目下靜岡縣廳あり士族屋敷あり其他雜居の有樣なれども別に書城の建物とてはなく其廣さは凡そ九萬坪にして今日の所柢は城址よりも寧ろ堀にありて

○關西有志得　明治廿年九月十日出午前五時二十二分　日入午後五時五十三分　月出午後七時四十三分　月入午前七時十二分　滿潮午後七時十九分　（辛卯）

○郵便物高及試驗結果　本年八月中造幣局鑄造貨幣高及試驗ノ結果ハ左ノ如シ

明治二十二年八月鑄造貨幣高表

	枚數	圓數
金貨幣 五圓	二六、九八〇	一三四、九〇〇●〇〇
銀貨幣 一圓	七三七、二六九	七三七、二六九●〇〇
白銅貨幣 五錢	三、三四〇、〇〇〇	一六七、〇〇〇●〇〇

明治二十二年八月鑄造貨幣品位試驗表

	試驗ノ爲メ選取ノ枚數	最低ノ品位	平均品位	試驗ノ爲メ合併セシ枚數	合併セシ枚數ノ品位
金貨幣 五圓	一箇每ニ試驗セシ枚數 五四	九〇〇●三	九〇〇●八	九〇〇●〇四	一、一二
銀貨幣 一圓	三七七	九〇一●七	八九九●〇	九〇〇●二二	一五三
白銅貨幣 五錢	—	—	—	—	九〇〇●〇

明治二十二年八月鑄造貨幣量目試驗表

	試驗ノ爲メ選取ノ枚數	最高ノ量目	最低ノ量目	平均量目	一枚ノ定量	千枚ノ量目
金貨幣 五圓	五四	一二八●五一	一二八●〇八	一二八●五八	一二八グレイン	一二八オンス
銀貨幣 一圓	三七七	四一六●五五	四一五●〇三	四一六●九九	四一六グレイン	二六七●九四〇
白銅貨幣 五錢	—	—	—	六六八	七二●九〇	八六六●六九五
右品位量目共公差ノ內ニアリ					一四七●九四〇	一四七●九四〇

○關西有志得　明治廿年九月十日出午前五時二十二分　日入午後五時五十三分　月出午後七時四十三分　月入午前七時十二分　滿潮午後七時十九分

○郵便物高及試驗結果　本年八月中造幣局鑄造貨幣高及試驗ノ結果ハ左ノ如シ

明治二十二年八月鑄造貨幣高表

	枚數	圓數
金貨幣 五圓	二六、九八〇	一三四、九〇〇●〇〇
銀貨幣 一圓	七三七、二六九	七三七、二六九●〇〇
白銅貨幣 五錢	三、三四〇、〇〇〇	一六七、〇〇〇●〇〇

明治二十二年八月鑄造貨幣品位試驗表

	試驗ノ爲メ選取ノ枚數	最低ノ品位	平均品位	試驗ノ爲メ合併セシ枚數	合併セシ枚數ノ品位
金貨幣 五圓	一箇每ニ試驗セシ枚數 五四	九〇〇●三	九〇〇●八	九〇〇●〇四	一、一二
銀貨幣 一圓	三七七	九〇一●七	八九九●〇	九〇〇●二二	一五三
白銅貨幣 五錢	—	—	—	—	九〇〇●〇

明治二十二年八月鑄造貨幣量目試驗表

	試驗ノ爲メ選取ノ枚數	最高ノ量目	最低ノ量目	平均量目	一枚ノ定量	千枚ノ量目
金貨幣 五圓	五四	一二八●五一	一二八●〇八	一二八●五八	一二八グレイン	一二八オンス
銀貨幣 一圓	三七七	四一六●五五	四一五●〇三	四一六●九九	四一六グレイン	二六七●九四〇
白銅貨幣 五錢	—	—	—	六六八	七二●九〇	八六六●六九五
右品位量目共公差ノ內ニアリ					一四七●九四〇	一四七●九四〇